第19回

定時株主総会招集ご通知

日時
2026年11月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

場所
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームＦ

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後７時まで

グロースエクスパートナーズ株式会社
証券コード：244A

GROWTH xPARTNERS

目 次

第19回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
　第１号議案 剰余金処分の件 …… 5
　第２号議案 取締役１名選任の件 …… 6
　第３号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 …… 7
事業報告 …… 12
連結計算書類 …… 43
計算書類 …… 46
監査報告 …… 49

証券コード２４４Ａ
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日2026年11月4日）

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
グロースエクスパートナーズ株式会社
代表取締役社長　**渡　邉　伸　一**

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.gxp-group.co.jp/ir/library/meeting/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（244A）をご入力いただき、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1 日　　時	2026年11月26日（木曜日）午前10時　（受付開始 午前９時30分）
2 場　　所	東京都新宿区西新宿八丁目17番１号 住友不動産新宿グランドタワー５階 ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター　ルームＦ （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項 報告事項	１．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	取締役１名選任の件
第３号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

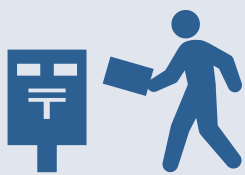
【ご案内】株主懇談会について
株主総会終了後、株主懇談会を催したいと存じます。株主の皆様から幅広くご質問・ご意見をいただき、今後の経営に活かしてまいりたく存じます。
よろしければ引き続き、ご出席いただきますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載いたします。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎書面（郵送）により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

書面（郵送）又はインターネットで議決権を行使される場合

書面（郵送）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年11月25日（水曜日）
午後7時到着分まで

インターネット

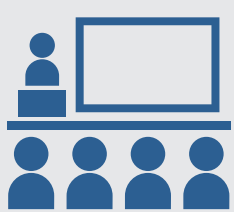


次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年11月25日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



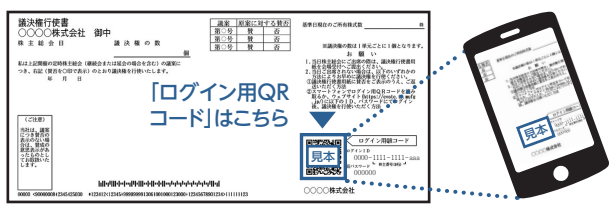
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2026年11月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前９時30分）

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右下)

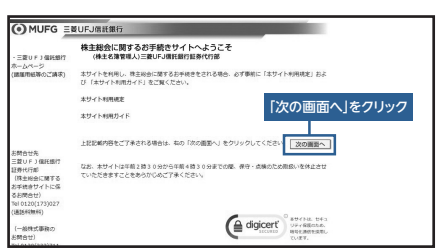
「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。同封の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

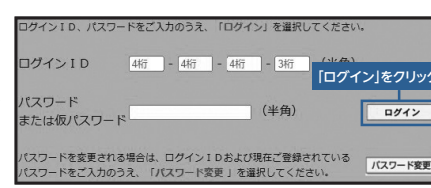
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする



❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、財務基盤については既に適正な水準を確保していることから、成長投資（人的資本・テクノロジー基盤への投資、研究開発、並びに戦略的な協業・連携・出資）及び戦略的資金に必要な内部留保（上記の戦略的投資等機動的な投資機会に備えた戦略的資金、並びに事業運営・リスクに備えた手元資金の適正水準の確保）を確保しつつ、なお生じる余資については、株主の皆様への安定的な利益還元に振り向けることが適切であると判断し、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向と純資産配当率（DOE）を組み合わせ、DOE2.0％を安定配当の下限の目安とした上で、配当性向は20％程度を目安とする方針に変更することといたしました。

上記方針に基づき、当事業年度の業績、財務基盤及び今後の事業展開等を勘案し、DOE2.0％の下限を目安に踏まえた結果、当社初となる剰余金の配当を実施することといたしました。以上を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

本議案が可決されました場合、当期の連結配当性向は18.6％、DOEは2.0％となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金22円
配当総額73,822,760円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年11月27日

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、候補者は増員として選任される取締役であるため、取締役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

井出（いで）　昌浩（まさひろ）

新 任

生年月日
1971年9月5日生（満55歳）

所有する当社の株式数
200株

取締役会への出席状況
―

取締役在任年数
―

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年４月	大日本印刷株式会社 入社
2001年11月	伊藤忠テクノサイエンス株式会社 入社
2007年３月	株式会社NTTデータビジネスコンサルティング（現フォーティエンスコンサルティング株式会社） 入社
2018年６月	同社 マネージングディレクター
2021年６月	同社 シニアパートナー
2021年12月	日本電気株式会社 入社
2022年４月	同社 戦略コンサルティングサービス事業部門 マネージングディレクター
2022年９月	信州大学 特任教授（地域産学官連携担当）（現任）
2023年５月	宇都宮市 CDXO補佐官（現任）
2025年４月	日本電気株式会社 シニアエグゼクティブコンサルタント
2026年４月	当社 入社 執行役員（現任）
2026年４月	株式会社社会価値変革研究所 代表取締役社長（現任）
2026年４月	共愛学園前橋国際大学 客員教授（現任）
2026年５月	広島大学 客員教授（AI・データイノベーション教育研究センター）（現任）

取締役候補者とした理由

井出昌浩氏は、国内コンサルティングファームの責任者や自治体等のDX推進、データ・AI活用、デジタル人材育成や組織運営等に関する高度かつ豊富な経験と知見を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) １．井出昌浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．井出昌浩氏は、当社の子会社である株式会社社会価値変革研究所の業務執行者であり、同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
３．当社は、取締役及び監査役との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、会社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこと等、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。本総会において、井出昌浩氏の選任が承認された場合についても、同様の契約を締結する予定であります。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で締結することを予定しております。本総会において、井出昌浩氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2009年９月26日開催の臨時株主総会において、年間300,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）を上限としてご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年間30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式１株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲におい

て、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年間20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役４名）でありますが、第２号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役４名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「４．会社役員に関する事項（２）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を招集通知10～11頁に記載の内容に変更することを予定しております。本議案の内容については、当該変更後の方針とも合致しており、さらに、独立社外取締役の助言等も受けていることから、相当なものであると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

なお、当社は、譲渡制限期間を、固定報酬に相当する部分については割当てを受けた日から３年間、業績連動報酬に相当する部分については当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する日までとすることを予定している。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考：本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

本議案が原案どおり承認可決された場合、事業報告「4．会社役員に関する事項（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり変更することを予定しております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・当社取締役（社外を除く。）の報酬等は、固定報酬（基本報酬及び固定報酬型株式報酬）並びに業績連動報酬（業績連動型株式報酬及び賞与）で構成しております。中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に向けたインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、報酬全体に占める業績連動報酬及び株式報酬の割合を適切に設定することとし、その具体的な構成割合や報酬額は取締役会において決定することとしております。基本報酬は固定の金銭報酬とし、その金額については、業界水準、当社業績等の状況を基礎として、①当社における業績への貢献度、職責、責任の難易度、②保有スキルや人脈、③過去のキャリア、④当社入社以前の給与水準（従業員であった者は役員就任時の給与水準）、⑤年齢を総合的に考慮して決定することとしております。固定報酬型株式報酬は、取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を図り、中長期的な企業価値の向上に対する意欲を高めることを目的として、役位に応じて定める額の株式を支給する譲渡制限付株式報酬であります。当該株式には、原則として3年間の譲渡制限を付すこととしております。業績達成条件を付していないことから、固定報酬として位置付けております。業績連動型株式報酬は、取締役に対し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、主に連結・子会社の営業利益の目標値に対する達成割合に応じて交付する株式数が変動する譲渡制限付株式報酬を付与するものであります。当該株式には、原則として当社の取締役その他当社が定める地位を退任する時までの間、譲渡制限を付すこととしております。賞与は、単年度の業績に対する責任を明確にすることを目的とした業績連動報酬であり、その具体的な金額については、主に連結営業利益の目標値に対する達成割合を基礎として、各個人の成果や貢献度、従業員とのバランス等を考慮して決定することとしております。当該達成割合に応じて、役位ごとに定める基準額から増額又は減額される仕組みとしており、業績が目標を下回る場合には支給しないことがあります。

・社外取締役の報酬等については固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、

株主総会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した金額を定めております。ただし、① 通常の業務を超えた対応や、② 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。

・上記の他、新任取締役（社外を含む）に対して、その選任時において、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定することとしております。

・グループ会社間において、当社と子会社の取締役等を兼務する場合は当社において、また複数の子会社の取締役等を兼務する場合は、主たる関与会社において負担することとしております。

・上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた取締役の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

以上

事業報告（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善の下で緩やかな回復基調で推移した一方、中東情勢の影響や金融資本市場の変動、物価上昇の影響等に留意を要する状況で推移いたしました。

このような経済状況にありながらも、当社グループの事業領域であるDX（デジタルトランスフォーメーション）関連分野においては、企業の新たな事業モデルへの転換や、労働力人口の減少による人手不足への対応といった、中長期的な経営課題に対する解決策が幅広い分野で引き続き強く求められており、企業活動全般を対象としたデジタル変革のためのIT投資が活発に実行されている状況であります。

一方で、現状において企業が利用できるDX支援サービスには、「オンライン会議の導入」や「ペーパーレス化」など業務の周辺領域の若干の改善やコスト削減の範囲にとどまっているものも多く、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立する」といった、DXに取り組む企業の本質的な要求に応えるサービスの提供者は限られております。

当社グループでは、大手企業（エンタープライズ企業）が新たな価値創出を実現しながら組織／ITを変革（DX）していく取り組みを「エンタープライズDX」と位置付け、ヘルスケア、小売・流通、モビリティ、通信、建設、製造、金融など各業界におけるリーディングカンパニーであるエンタープライズ企業を主な顧客とし、顧客のエンタープライズDXを実現する「エンタープライズDX事業」を展開しております。

なお当社グループの事業は「エンタープライズDX」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、カテゴリーは以下のように分類しております。

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用まで総合的な支援を行う事業
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

DX推進支援事業においては、不動産、食品、金融等の各業界におけるエンタープライズ企業向けデジタルプラットフォーム構築の取り組みが拡大いたしました。一方、採算性及び成長領域へのリソース配分を踏まえ一部の保守案件を縮小・終了したことに加え、スマートモビリティ関連案件が次期案件開始までの端境期となったこと、医療業界向け案件において検討期間が長期化し受注及び売上計上の時期が後ろ倒しとなったこと等により、第３四半期連結累計期間までの売上高は前年同期を下回って推移いたしました。第４四半期連結会計期間には、後ろ倒しとなっていた案件の始動や新規顧客案件の売上計上が進み、同事業の売上高及び売上総利益率は当連結会計年度において最も高い水準となりましたが、通期の売上高は前期を下回りました。なお、採算性を重視した案件選別と、内製化の進展及びAI駆動型開発の適用による生産性の向上により、同事業の売上総利益率は通期でも前期を上回りました。

DX支援プロダクト・サービス事業においては、上期に大口顧客向けのアトラシアン社製品ライセンス販売により売上高が拡大したほか、LumApps社のクラウド型社内コミュニケーションプラットフォーム製品やIBM i（旧System i、AS/400）向けモダナイゼーションコンサルティングサービスといった新規プロダクト・サービスに関わる売上高が増加し、クアルトリクス社のエクスペリエンス管理プラットフォーム及びCentric Software社のクラウド型商品情報管理（PIM）製品に関するライセンス販売及びプロフェッショナルサービスの提供も拡大したことから、同事業の売上高は前期を上回りました。売上総利益率は、第２四半期に利益率の低いライセンス販売が集中したことにより一時的に低下し、通期では前期を下回りましたが、当該ライセンス販売を当連結会計年度中に終了したことから、第４四半期には第１四半期と同程度の水準まで持ち直しました。

デジタルサービス共創事業においては、医療機関の透析治療に関わる業務を支援する、医療DX領域の取り組みを継続いたしましたが、前期に売上高を計上した案件の一巡等により、同事業の売上高は前期を下回りました。

また、戦略コンサルティング機能の強化による当社グループの提供価値向上を目的として、2026年４月に子会社「株式会社社会価値変革研究所」（以下「VXI」という。）を設立し、当連結会計年度中に事業を開始いたしました。前期に設立したGxP Technologies India Pvt. Ltd.（以下「GIN」という。）は当連結会計年度より本格的に稼働し、国内案件へのAI駆動型開発プロセスの適用を進めております。両社の売上高はいずれも第４四半期連結会計期間に拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,670,341千円（前連結会計年度比8.2％減）、営業利益は503,900千円（同34.9％減）、経常利益は533,646千円（同38.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は395,707千円（同34.1％減）と減収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は27,095千円で、その主なものは、備品及び事務所設備等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と上限1,200,000千円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はございません。

新株予約権（ストックオプション）の行使により8,883千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、生成AIをはじめとするAI技術の急速な進展により、大きな転換期を迎えております。企業におけるAI活用は、個別業務の効率化や生産性向上にとどまらず、事業、業務プロセス、組織及びシステムのあり方そのものを見直す段階へ

と進みつつあります。

当社グループでは、これまでエンタープライズ企業のDX支援を通じて培ってきた知見や顧客基盤を活かし、AIを前提とした企業変革（AX：AI Transformation）への支援を段階的に拡大してまいりました。今後は、これまで進めてきた取り組みをさらに発展させ、コンサルティング・上流工程からAI活用、システム実装、組織への定着までを一体的に支援できる体制を一層強化してまいります。

こうした方針のもと、以下の事項を重要な経営課題として取り組んでまいります。

①　コンサルティング・上流工程を成長起点とする事業モデルへの転換

エンタープライズ企業がAXを本格的に推進するためには、既存の組織構造や業務プロセスを前提として部分的な効率化を図るだけではなく、経営戦略、事業、組織及び業務のあり方そのものを見直していくことが重要であると考えております。

こうした変革においては、顧客企業の経営層や事業変革を担うリーダー層が主体となり、変革の方向性を定めていくことが不可欠です。当社グループにおいても、これまでのシステム開発やDX支援を通じて培ってきた知見を活かしながら、顧客企業の経営・事業課題を起点として変革構想の策定段階から関与し、その具体化から実行までを支援する事業モデルの強化を進めております。

当連結会計年度においては、2026年4月に株式会社社会価値変革研究所を設立し、戦略・ビジネスコンサルティング機能を強化いたしました。今後は、同社を通じて顧客企業の経営層及び事業変革リーダー層との接点を拡大し、経営・事業課題の整理、変革構想の策定、業務・組織の再設計等の上流領域から関与する機会を一層拡大してまいります。

さらに、株式会社社会価値変革研究所による構想策定・コンサルティング、グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社による組織変革・アジャイル支援、株式会社GxPを中心としたAI・システム実装の知見を組み合わせることで、構想策定から実装、組織への定着までを一体として支援する体制を強化してまいります。

これにより、顧客企業から提示された個別の課題に対応するだけでなく、IT・デジタル及びAIに関する専門的な視点から課題を捉え、顧客企業とともに変革の具体的な道筋を描き、その実現を推進できる企業グループへの発展を目指してまいります。

②　AX領域への取り組みの強化

当社グループでは、これまで一貫してエンタープライズ企業を中心に、デジタル技術を活用した事業・業務変革を支援してまいりました。長期にわたる顧客企業との取り組みを通じ、個別のシステム開発にとどまらず、企業固有の業務プロセス、組織、基幹システム、情報管理及びガバナンス等、エンタープライズ企業の変革に必要となる幅広い知見を蓄積しております。

生成AIをはじめとするAI技術が急速に進展する中においても、エンタープライズ企業がAIを事業や業務に本格的に活用するためには、AI技術そのものに加え、既存の業務やシステムとの連携、情報セキュリティ、データ管理、権限管理、品質管理等の課題に対応し、企業全体で継続的に活用できる仕組みとして定着させていくことが重要です。

当社グループでは、これまで培ってきたエンタープライズDXの知見とAI技術を組み合わせ、顧客企業の業務・組織・システム・ガバナンスを総合的に捉えながら、AI活用の実装から定着までを支援できることを独自の強みと認識しております。

当連結会計年度においては、AIエージェントデザインサービス「EBAAD」や「GxRaptor」等の取り組みを進めるとともに、大手エンタープライズ企業の実際の業務・開発プロセスへのAI活用支援や、当社グループ自身の社内業務へのAIエージェント活用等を通じ、AIの実践的な活用に関する知見を蓄積してまいりました。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、個別のAIツール導入や実証実験にとどまることなく、顧客企業の事業や業務の中でAIを継続的かつ組織的に活用できる環境の構築を支援してまいります。

また、自社の知見のみならず、顧客企業及び外部パートナーとの連携を通じ、それぞれが有する技術、業務知識及び専門性を組み合わせ、エンタープライズ企業に求められるガバナンスを確保しながら、組織全体へ展開可能なAI活用の実現に取り組んでまいります。

さらに、当社グループ自身におけるAI活用も継続的に拡大し、そこで得られた知見を顧客企業への支援にも還元することで、当社グループならではのAX支援の強化と提供価値の向上を図ってまいります。

③ AI駆動モダナイゼーションへの取り組みの強化

エンタープライズ企業においては、長年にわたり事業を支えてきた基幹システムの複雑化や老朽化、これらを支える技術者の不足等が、事業環境の変化に迅速に対応していく上での課題となっております。

一方、こうした基幹システムには、長年の事業活動を通じて培われた業務上の知識やノウハウが数多く蓄積されており、その価値を維持・活用しながら、システムを継続的に進化させていくことが求められております。

当社グループでは、これまでエンタープライズ企業のシステム開発・DXを支援する中で培ってきた既存システムへの理解と、AI及びシステム解析技術を組み合わせることで、こうした課題の解決を図る「AI駆動モダナイゼーション」を重要な成長領域の一つと位置付けております。

当連結会計年度においては、既存システムの構造や依存関係、そこに蓄積された業務ロジックを解析・可視化する「X-Analysis」に関するこれまでの取り組みを発展させ、解析情報を生成AIやAIエージェントから活用する「X-Analysis AI」の展開を進めてまいりました。

さらに、解析・可視化した既存システムの情報をモダナイゼーションの実行工程に活用する取り組みとして、日本アイ・ビー・エム株式会社が提供するAIを活用したソフトウェア開発支援プラットフォーム「IBM Bob」との連携にも取り組んでおります。X-Analysisによって構造化した既存システムの情報とAIによる開発支援を組み合わせることで、既存の業務ロジックを適切に継承しながら、システムの理解・分析から改修、テスト等に至る一連の工程を高度化してまいります。

今後は、こうした取り組みを既存システムの分析や保守業務の効率化にとどめることなく、モダナイゼーションの対象や優先順位の検討、移行計画の策定、設計・開発、テスト等の各工程へと展開してまいります。既存システムに蓄積された重要な業務上の知識を活かしながら、AIによってモダナイゼーションの生産性及び実現可能性を高め、エンタープライズ企業の継続的なIT変革を支援してまいります。

④ 顧客企業の事業変革を支える人財・組織基盤の強化

当社グループが顧客企業の事業変革により深く関与していくためには、AIやデジタル技術に関する知見に加え、顧客企業の経営・事業課題を理解し、変革の構想から実行までを推進することのできる人財を確保・育成するとともに、多様な人財が連携して価値を提供できる組織基盤を強化することが重要であると認識しております。

これまで当社グループでは、エンタープライズ企業のDXを担う人財の採用・育成を継続的に進めるとともに、多様なバックグラウンドを有する人財が活躍できる組織づくりに

取り組んでまいりました。今後は、こうした基盤を活かし、変革構想の策定や実行支援を担うコンサルティング人財や、AIを活用して事業・業務変革を推進するAX人財の採用・育成を一層強化してまいります。

また、株式会社社会価値変革研究所の設立を契機として、当社グループ全体において、顧客企業から提示された課題に対応するだけでなく、IT・デジタル及びAIの専門的な視点から課題を捉え、変革の実現に向けた具体的な道筋を提示し、その実行を推進する姿勢を一層強化してまいります。

さらに、日本企業の事業活動がグローバルに展開する中、国内外の拠点や多様なバックグラウンドを有する人財が連携し、顧客企業のDX・AXを海外拠点へ展開するグローバルロールアウトを支援できる体制の強化にも取り組んでまいります。

当社グループでは、インドにGxP Technologies India Pvt. Ltd.を設立するとともに、海外出身人財の採用を積極的に進めております。2026年8月末時点では、当社グループに所属する全社員に占める海外出身社員の割合は25%となっております。

今後は、こうしたコンサルティング人財、AX人財及び海外出身人財の専門性や多様性を組織として活かし、国内外の拠点を有機的に連携させることで、顧客企業の事業変革に対し、IT・デジタル及びAIに関する専門性をもって、その構想の具体化から実行までを支援できる企業グループを目指してまいります。

⑤ 持続的な成長を支える経営基盤の強化

事業領域及びグループ経営の拡大に伴い、迅速かつ適切な経営判断を行うための経営管理、リスク管理、情報セキュリティ及びコーポレート・ガバナンスの重要性は一層高まっております。

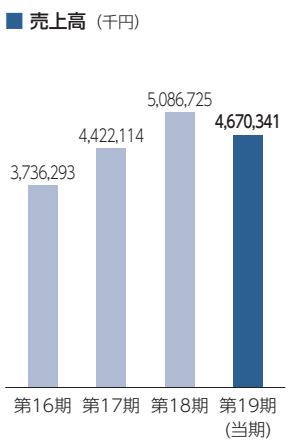
当社グループでは、これまでも業績及び事業活動を適時かつ適切に把握するための経営管理体制の整備、プロジェクト管理、情報セキュリティ、内部統制及びリスク管理の強化に継続的に取り組んでまいりました。今後も、事業領域やグループ規模の拡大に対応し、これらの経営基盤のさらなる高度化を進めてまいります。

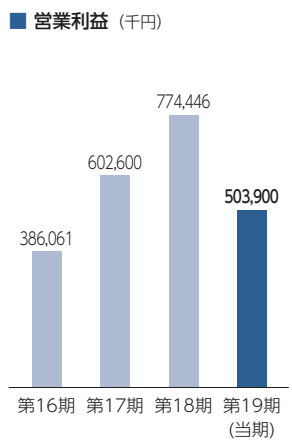
また、AI活用の拡大に伴い生じる情報管理、セキュリティ、品質管理等の新たな課題についても、事業機会の拡大とリスク管理の双方の観点から適切に対応してまいります。

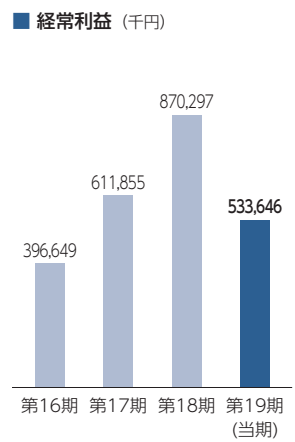
さらに、成長投資と財務健全性のバランスを確保しながら、資本効率及び株主価値を意識した経営を推進し、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

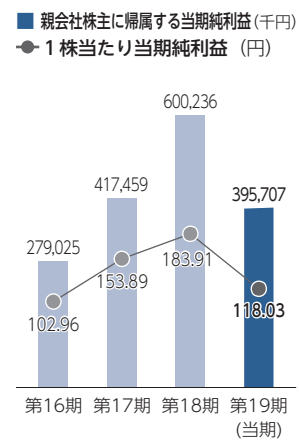
(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第16期 (2023年８月期)	第17期 (2024年８月期)	第18期 (2025年８月期)	第19期 (2026年８月期) (当連結会計年度)
売上高	(千円)	3,736,293	4,422,114	5,086,725	4,670,341
営業利益	(千円)	386,061	602,600	774,446	503,900
経常利益	(千円)	396,649	611,855	870,297	533,646
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	279,025	417,459	600,236	395,707
１株当たり当期純利益	(円)	102.96	153.89	183.91	118.03
総資産	(千円)	2,955,197	3,536,639	4,726,352	4,787,666
純資産	(千円)	1,455,488	1,911,353	3,377,376	3,820,163
１株当たり純資産額	(円)	537.08	704.30	1,012.84	1,136.60









(注) 1．当社では、第17期より連結計算書類を作成しております。第16期については、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考に記載しておりますが、会社法第444条第４項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3．当社は、2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
4．第18期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日) 等を適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社GxP	千円 10,000	100.0%	エンタープライズDX事業 (アジャイルなシステム開発・運用及びDX支援プロダクト提供)
株式会社社会価値変革研究所	千円 10,000	100.0%	エンタープライズDX事業 (官学民の戦略/AX/DX設計・本質的な変革伴走コンサルティング)
グロース･アーキテクチャ＆チームス株式会社	千円 10,000	100.0%	エンタープライズDX事業 (組織プロセスの価値構造設計・定着を実現するコンサルティング)
株式会社ミエルカ	千円 3,000	100.0%	エンタープライズDX事業 (ビッグデータ解析及びAI学習サービスの提供・支援)
GxP Technologies India Pvt. Ltd.	千 6,000 ルピー	67.0%	研究開発及び日本企業向けグローバル展開支援・システム開発

(7) 主要な事業内容(2026年８月31日現在)

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用までを含む総合的支援の提供
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

(8) 主要な拠点等(2026年８月31日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区
KYODO CAMP(サテライトオフィス)	東京都世田谷区
山梨オフィス	山梨県中央市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市

② 子会社

株式会社GxP	本社	東京都新宿区
株式会社社会価値変革研究所	本社	東京都新宿区
グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社ミエルカ	本社	東京都新宿区
GxP Technologies India Pvt. Ltd.	本社	インドKeralam州

(9) 従業員の状況(2026年８月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
264名	18名増

(注) 1．従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
2．従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
3．従業員数には、グループ外への出向者数は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	3名減	42.1歳	6.3年

(注) 1．従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
2．従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
3．従業員数には、グループ子会社及びグループ外への出向者数は含まれておりません。

（10）主要な借入先(2026年８月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	120,520 千円
株式会社三菱UFJ銀行	54,185 千円
株式会社きらぼし銀行	30,070 千円
株式会社山梨中央銀行	1,500 千円

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、株式会社社会価値変革研究所（当社出資比率100.0%）を設立し、連結子会社といたしました。

2 会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　11,760,000株

(2) 発行済株式の総数　3,378,380株（自己株式22,800株を含む）

(3) 株主数　1,144名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
Watanabe&Partners株式会社	1,150,000 株	34.27 %
渡邉　伸一	713,400 株	21.26 %
豊田通商株式会社	130,000 株	3.87 %
ニプロ株式会社	130,000 株	3.87 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	101,700 株	3.03 %
奥山　秀朗	74,900 株	2.23 %
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	60,000 株	1.79 %
GxPグループ従業員持株会	51,596 株	1.54 %
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	50,000 株	1.49 %
河西　健太郎	48,700 株	1.45 %

(注) 1．持株比率は、自己株式22,800株を控除し、小数点第３位以下を四捨五入しております。
2．Watanabe&Partners株式会社は、当社代表取締役渡邉伸一氏の資産管理会社であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議の日	2020年10月21日	2021年10月28日
新株予約権の数	192個	500個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　38,400株 新株予約権１個につき　200株 (注) 1　(注) 2	普通株式　10,000株 新株予約権１個につき　20株 (注) 2
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　70,000円 １株当たり　350円 (注) 1　(注) 2	新株予約権１個当たり　29,000円 １株当たり　1,450円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から 2030年10月21日まで	2023年10月29日から 2031年10月28日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 3
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　28個 目的となる株式数　5,600株 保有者数　1名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　1名
社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　1名

名称	第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議の日	2023年11月29日	2024年11月28日
新株予約権の数	100個	10個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　2,000株 新株予約権１個につき　20株 (注) 2	普通株式　1,000株 新株予約権１個につき　100株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり35,000円 １株当たり1,750円 (注) 2	新株予約権１個当たり270,100円 １株当たり2,701円
新株予約権の行使期間	2025年11月30日から 2033年11月29日まで	2026年11月29日から 2034年11月28日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 4
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
社外取締役	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１名

(注) 1．2021年５月23日付で実施した株式分割（普通株式１株を10株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．2024年６月４日付で実施した株式分割（普通株式１株を20株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3．新株予約権の主な行使条件に関する事項は次のとおりです。

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。
④ 新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者は、本新株予約権のうち（a）から（c）に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。
（a）権利行使期間の開始日から1年間　行使可能割合　33%
（b）（a）の期間が経過した日から1年間　行使可能割合　66%
（c）（b）の期間が経過した日以降　行使可能割合　100%
⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4．新株予約権の主な行使条件に関する事項は次のとおりです。

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が3,600万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。
④ 新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者は、本新株予約権のうち（a）から（d）に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。
（a）権利行使期間の開始日から1年間　行使可能割合　25%
（b）（a）の期間が経過した日から1年間　行使可能割合　50%
（c）（b）の期間が経過した日から1年間　行使可能割合　75%
（d）（c）の期間が経過した日以降　行使可能割合　100%
⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

（2）当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要及び交付した者の数

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邉　伸一	グループCEO グループ戦略企画室 室長 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 取締役 株式会社IM Digital Lab 取締役 Nipro Digital Technologies Europe N.V. 取締役 Watanabe&Partners株式会社 代表取締役 ニプロデジタルテクノロジーズ株式会社 取締役
取締役	河西　健太郎	CFO コーポレート統括本部長 GxP Technologies India Pvt. Ltd. Director 河西健太郎公認会計士・税理士事務所
取締役	鎌田　悟	CMO 営業企画統括 株式会社GxP 取締役副社長
取締役	井熊　実	響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー ラス・カーズ・キャピタル株式会社 取締役
取締役	永松　昌一	ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社 取締役会長
取締役	曽我野　麻理	サイクラーズ株式会社 取締役 RE100電力株式会社　取締役
取締役	河村　肇	津田駒工業株式会社 取締役
常勤監査役	香川　朋啓	弁護士 株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 監査役
監査役	内田　裕二	株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 監査役
監査役	久保田　良則	久保田良則公認会計士・税理士事務所 株式会社GxP 監査役 合同会社KAF 代表社員 フジケミ・トレーディング株式会社 監査役

(注) 1．2025年11月27日開催の第18回定時株主総会において、河村肇氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2．2025年11月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、鈴木雄介、浦田努及び黒崎守峰の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
3．曽我野麻理氏の戸籍上の氏名は、佐々木麻理であります。
4．取締役井熊実、永松昌一、曽我野麻理及び河村肇の各氏は、社外取締役であります。
5．監査役香川朋啓、内田裕二及び久保田良則の各氏は、社外監査役であります。
6．監査役香川朋啓氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役久保田良則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．当社は、取締役井熊実、永松昌一、曽我野麻理、河村肇、香川朋啓及び久保田良則の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
9．取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地位	役職名	氏名
執行役員	株式会社GxP 代表取締役社長	和田　一洋
執行役員	株式会社社会価値変革研究所 代表取締役社長	井出　昌浩
執行役員	グロース・アーキテクチャ＆チームス 代表取締役社長	鈴木　雄介
執行役員	テクノロジーフェロー　兼　株式会社ミエルカ 取締役	北條　育男
執行役員	コーポレート統括本部 副本部長 兼 グループ戦略企画室 副室長	三村　泰平
執行役員	コーポレート統括本部 経理部長	佐藤　直人
執行役員	コーポレート統括本部 人事部長	新井　よし子
執行役員	コーポレート統括本部 経営企画部長	吉島　寛典

執行役員新井よし子の戸籍上の氏名は、戸村よし子であります。

10．2026年９月１日付で執行役員の地位並びに担当の異動を行いました。当事業年度末日後に生じた取締役を兼務していない執行役員の状況は、次のとおりであります。

地位	役職名	氏名
執行役員	コーポレート統括本部 副本部長 兼 グループ戦略企画室 副室長 株式会社GxP 執行役員	三村　泰平

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年８月15日開催の取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、以下のとおり決議を行っております。

- 当社取締役（社外を除く）の報酬等は固定の金銭報酬のみとし、その金額については、業界水準、当社業績等の状況を基礎として、① 当社における業績への貢献度、職責、責任の難易度、② 保有スキルや人脈、③ 過去のキャリア、④ 当社入社以前の給与水準（従業員であった者は役員就任時の給与水準）⑤ 年齢を総合的に考慮して決定することとしております。ただし、当社グループの業績や経営状況に応じて業績連動報酬（賞与）を支払うことがあります。具体的な金額については、連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成割合、各個人の成果や貢献度、従業員とのバランス等を考慮して決定することとしております。
- 社外取締役の報酬等については固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、株主総会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した金額を定めております。ただし、① 通常の業務を超えた対応や、② 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。
- 上記の他、新任取締役（社外を含む）に対して、その選任時において、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定することとしております。
- 上記のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、事業年度ごとにその支給を決定することから、例外的にそれらを支給する場合を除き、固定の金銭報酬が取締役の報酬の全てとなります。
- グループ会社間において、当社と子会社の取締役等を兼務する場合は当社において、また複数の子会社の取締役等を兼務する場合は、主たる関与会社において負担することとしております。
- 上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた取締役の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

2009年９月26日開催の臨時株主総会決議（決議日時点の取締役の員数は３名）により、取締役の報酬総額は年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）を上限としており、取締役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて個別報酬の決議を行っております。

また、取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2020年10月21日、2021年10月28日、2023年11月29日及び2024年11月28日開催の株主総会において、取締役に対し、新株予約権を付与する決議をしております。なお、取締役に対して付与する新株予約権としての報酬額は、本新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の総数を乗じた額となり、公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にマルチプル法あるいはディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

監査役の報酬等については、2024年11月28日開催の定時株主総会決議（決議時点の監査役の員数は３名）により、監査役の報酬総額は年間50,000千円を上限としております。監査役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で監査役の協議で決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	128,446 (18,496)	128,149 (18,200)	－ (－)	296 (296)	10 (6)
監査役 （うち社外監査役）	25,800 (25,800)	25,800 (25,800)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

(注) 1．取締役の報酬額は、2009年９月26日開催の臨時株主総会において、年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）以内と決議されております。
当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は３名となります。
2．監査役の報酬額は、2024年11月28日開催の定時株主総会において、年間50,000千円以内と決議されております。
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は３名となります。
3．取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4．非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の額の決定にあたって、各取締役の報酬案の策定を代表取締役社長渡邉伸一に委任しております。委任する権限の内容は、固定の金銭報酬について、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した取締役の個々の報酬額の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の案の策定であります。委任の理由は、当社グループの中長期の企業価値向上に向けた各取締役の貢献度について的確に評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。なお、この委任した権限が適切に行使されるための措置について、その案の作成プロセスにおいて、取締役会提出の前に社外取締役へ案の説明を行い、議論や助言を受けており、権限が適切に行使されていることを確認しております。

当連結会計年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2025年11月27日開催の取締役会において、各取締役の報酬額の決定を行っております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間において責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

① 未発生の費用
② 通常要する費用の額を超える部分
③ 損失のうち未発生のもの（金額が確定している場合を除く。）
④ 損失のうち甲に生じた損害の賠償にかかるもの
⑤ 当社が損害を賠償するとすれば被補償者が当社に対して会社法第423条第１項の責任（任務懈怠責任）を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
⑥ 被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部
⑦ 被補償者が当社の承諾なく和解をした場合の和解金（当社が相当と認める場合を除く。）
⑧ 保釈保証金、過料、課徴金又は罰金
⑨ 会社法第430条の３第１項に定義される役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いその他の理由により別途填補を受けた費用等
⑩ 補償することで当社が法令に違反し、又は当社の取締役が善管注意義務に違反することとなる費用等

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしています。

① 被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部

② 本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	井熊　実	響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー ラス・カーズ・キャピタル株式会社 取締役
社外取締役	永松　昌一	ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社 取締役会長
社外取締役	曽我野　麻理	サイクラーズ株式会社 取締役 RE100電力株式会社 取締役
社外取締役	河村　肇	津田駒工業株式会社 取締役
社外監査役	香川　朋啓	弁護士 株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 監査役
社外監査役	内田　裕二	株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 監査役
社外監査役	久保田　良則	久保田良則公認会計士・税理士事務所 株式会社GxP 監査役 合同会社KAF 代表社員 フジケミ・トレーディング株式会社 監査役

（注）1．株式会社GxP及びグロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社は、当社の完全子会社です。
2．その他上記兼職先と当社との間に取引関係はありません。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 当事業年度における社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	井熊　実	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、証券会社での法人顧客向けアドバイス業務を通じて培った上場会社に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	永松　昌一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、証券会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	曽我野　麻理	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、外資系金融機関やグローバルIT企業等において長年にわたり人事・人財開発及びサステナビリティ領域に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	河村　肇	2025年11月27日就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席し、総合商社の業務全般に深い知見や他社取締役の兼任含め豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	香川　朋啓	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	内田　裕二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、経営企画部門及び経営管理部門における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	久保田　良則	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制、財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が４回ありました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,250 千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したことによります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議しております。概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社はコンプライアンス体制確立のため、「コンプライアンス規程」を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。

(b) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

(c) コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報制度を設ける。

(d) 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。

(e) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(f) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。

(g) 「反社会的勢力対応規程」等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役社長の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

(b) リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

(c) リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
(d) 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
(e) リスク管理担当取締役は、定期的に取締役会にリスク管理に関する施策の実施状況、リスク管理委員会の運営状況等必要な事項を報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会を意思決定・監督機関と位置付け設置する。
(b) 取締役会の運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定する。
(c) 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
(a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、グループ会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築する。
(b) 当社とグループ会社との間における、不適切な取引又は会計処理を防止するため内部監査室は、業務の適正確保に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとし、配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

(b) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(c) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役社長、監査法人、内部監査室等とミーティングを行う。

(b) 監査役は、監査法人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は、代表取締役が議長を務め、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。定時取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、グループ子会社の代表取締役社長が当社取締役として出席しており、グループ各社での業務の状況が適時に報告されます。これには、監査役３名も出席しており、以下②に記載のとおり、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

② 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。監査役会は、原則月１回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との情報・意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査

当社の内部監査については、代表取締役社長に直轄の内部監査室を設置しております。内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、全取締役及び全監査役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘・フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査室と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報・意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から会計監査人を交えた定期的な情報・意見交換も実施しております。

④ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、委員長である代表取締役社長と取締役会によって選任されたコンプライアンス担当取締役、社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。法的要求事項を遵守する基盤を整備することを目的とし、原則として３ヶ月に１回開催しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、定期的に研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めている他、「内部通報規程」において内部通報・外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

⑤ リスク管理委員会

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、委員長を代表取締役社長が務め、取締役会によって選任された社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。本委員会は、当社グループの横断的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進・監督を目的として、原則３ヶ月に１回開催し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。当社の各部門及び子会社に対して指示・指導等必要な措置をとり、子会社のリスク管理責任者と連携を図ることで、当社グループ全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

連結貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,998,665**
現金及び預金	1,860,026
売掛金及び契約資産	799,181
仕掛品	3,810
前渡金	31,268
前払費用	63,072
その他	241,306
固定資産	**1,789,000**
有形固定資産	**629,763**
建物及び構築物	265,190
工具、器具及び備品	22,888
土地	313,295
リース資産	7,716
建設仮勘定	17,129
その他	3,544
無形固定資産	**13,320**
ソフトウエア	12,025
その他	1,294
投資その他の資産	**1,145,917**
投資有価証券	633,071
繰延税金資産	41,489
保険積立金	248,758
敷金	221,642
その他	955
資産合計	4,787,666

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**728,281**
買掛金	81,601
１年内返済予定の長期借入金	39,996
リース債務	3,761
未払金	57,703
未払費用	153,123
未払法人税等	118,053
契約負債	53,116
資産除去債務	6,459
預り金	52,266
賞与引当金	110,834
受注損失引当金	11
その他	51,353
固定負債	**239,221**
長期借入金	166,279
退職給付に係る負債	1,182
リース債務	4,784
資産除去債務	32,581
繰延税金負債	34,393
負債合計	967,502
（純資産の部）	
株主資本	**3,633,309**
資本金	**372,128**
資本剰余金	**575,610**
利益剰余金	**2,688,255**
自己株式	**△2,684**
その他の包括利益累計額	**180,626**
その他有価証券評価差額金	180,227
為替換算調整勘定	398
新株予約権	**6,227**
非支配株主持分	**－**
純資産合計	3,820,163
負債純資産合計	4,787,666

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**4,670,341**
売上原価		**2,526,736**
売上総利益		**2,143,605**
販売費及び一般管理費		**1,639,704**
営業利益		**503,900**
営業外収益		
受取利息	4,314	
受取配当金	4,749	
受取賃貸料	7,901	
保険返戻金	20,977	
その他	4,051	**41,994**
営業外費用		
支払利息	3,587	
投資事業組合運用損	1,919	
為替差損	5,219	
その他	1,522	**12,249**
経常利益		**533,646**
特別利益		
投資有価証券売却益	95,375	**95,375**
特別損失		
固定資産除却損	287	
投資有価証券売却損	56	
投資有価証券評価損	26,371	**26,715**
税金等調整前当期純利益		**602,306**
法人税、住民税及び事業税	204,750	
法人税等調整額	2,840	**207,591**
当期純利益		**394,714**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△992**
親会社株主に帰属する当期純利益		**395,707**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	367,687	571,168	2,292,547	△2,684	3,228,719
当期変動額					
新株の発行	4,441	4,441			8,883
親会社株主に帰属する当期純利益			395,707		395,707
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,441	4,441	395,707	－	404,590
当期末残高	372,128	575,610	2,688,255	△2,684	3,633,309

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	144,712	△30	144,681	2,983	992	3,377,376
当期変動額						
新株の発行						8,883
親会社株主に帰属する当期純利益						395,707
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,515	429	35,944	3,244	△992	38,195
当期変動額合計	35,515	429	35,944	3,244	△992	442,786
当期末残高	180,227	398	180,626	6,227	－	3,820,163

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**1,204,305**
現金及び預金	581,817
売掛金	218,490
前渡金	1,950
前払費用	54,146
立替金	171,324
預け金	166,577
その他	9,998
固定資産	**1,904,700**
有形固定資産	**622,574**
建物	263,994
構築物	1,195
工具、器具及び備品	21,228
土地	313,295
リース資産	7,716
建設仮勘定	11,600
その他	3,544
無形固定資産	**21,117**
商標権	994
ソフトウエア	19,823
その他	299
投資その他の資産	**1,261,008**
投資有価証券	633,071
関係会社株式	59,920
出資金	100
長期貸付金	100,000
保険積立金	248,758
敷金	218,788
その他	370
資産合計	**3,109,006**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**547,817**
買掛金	114,112
１年内返済予定の長期借入金	39,996
リース債務	3,761
未払金	50,371
未払費用	134,379
未払法人税等	108,643
資産除去債務	6,459
預り金	50,561
賞与引当金	15,155
その他	24,377
固定負債	**238,039**
長期借入金	166,279
資産除去債務	32,581
リース債務	4,784
繰延税金負債	34,393
負債合計	**785,857**
（純資産の部）	
株主資本	**2,136,693**
資本金	**372,128**
資本剰余金	**574,980**
資本準備金	308,128
その他資本剰余金	266,851
利益剰余金	**1,192,269**
その他利益剰余金	1,192,269
繰越利益剰余金	1,192,269
自己株式	**△2,684**
評価・換算差額等	**180,227**
その他有価証券評価差額金	180,227
新株予約権	**6,227**
純資産合計	**2,323,148**
負債純資産合計	**3,109,006**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
営業収益		**1,149,605**
営業費用		**863,649**
営業利益		**285,955**
営業外収益		
受取利息	4,019	
受取配当金	4,749	
受取賃貸料	7,901	
保険返戻金	6,647	
その他	1,737	**25,055**
営業外費用		
支払利息	3,587	
投資事業組合運用損	1,919	
その他	622	**6,130**
経常利益		**304,881**
特別利益		
投資有価証券売却益	95,375	**95,375**
特別損失		
固定資産除却損	287	
投資有価証券売却損	56	
投資有価証券評価損	26,371	**26,715**
税引前当期純利益		**373,540**
法人税、住民税及び事業税	139,916	
法人税等調整額	△11,653	**128,263**
当期純利益		**245,277**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	367,687	303,687	266,851	570,538	946,991	946,991
当期変動額						
新株の発行	4,441	4,441		4,441		
当期純利益					245,277	245,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4,441	4,441	－	4,441	245,277	245,277
当期末残高	372,128	308,128	266,851	574,980	1,192,269	1,192,269

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,684	1,882,533	144,712	144,712	2,983	2,030,228
当期変動額						
新株の発行		8,883				8,883
当期純利益		245,277				245,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35,515	35,515	3,244	38,759
当期変動額合計	－	254,160	35,515	35,515	3,244	292,920
当期末残高	△2,684	2,136,693	180,227	180,227	6,227	2,323,148

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　憲　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　大　介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グロースエクスパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村　憲一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田　大介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状態を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

グロースエクスパートナーズ株式会社　監査役会

常勤社外監査役　香川朋啓　印

社外監査役　内田裕二　印

社外監査役　久保田良則　印

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームF
電話:03-3362-4792



＜交通のご案内＞

◆JR線、東京メトロ丸ノ内線、京王線、小田急線、都営新宿線、都営大江戸線
「新宿」駅　西口より徒歩14分

◆東京メトロ丸ノ内線
「西新宿」駅　１番出口徒歩４分

◆都営地下鉄大江戸線
「都庁前」駅　Ａ５出口徒歩８分

電子提供措置の開始日　2026年11月4日

第19回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

(2025年９月１日から2026年８月31日まで)

グロースエクスパートナーズ株式会社

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　5社

・連結子会社の名称

株式会社GxP
グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社
株式会社ミエルカ
GxP Technologies India Pvt. Ltd.
株式会社社会価値変革研究所

株式会社社会価値変革研究所の新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GxP Technologies India Pvt. Ltd.の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書

を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、商品、貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２～47年
車両運搬具	２年
工具、器具及び備品	３～20年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	５年
商標権	10年

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(b) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積もることのできる契約について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主にソフトウェア及びハードウェア、ライセンスの販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

システム開発に係る収益は、主に各種システムの新規開発、既存システムの継続的な改善開発又はメンテナンスであり、顧客との請負契約又は準委任契約に基づいて各種サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(a) 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

c ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(b) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金」（前連結会計年度98,073千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました「受取利息」（前連結会計年度2,066千円）、「受取配当金」（前連結会計年度3,741千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前連結会計年度26千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益認識した金額

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高	1,066,860千円
契約資産	351,531

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

(b) 主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高の見積りの基礎となるプロジェクト原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクト原価総額の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性が伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	41,489 千円 (90,050)

（注）（ ）内は、繰延税金負債との相殺前の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(b) 主要な仮定

繰延税金資産の算定における主要な仮定は、将来課税所得に関する見積りと、それに伴う将来減算一時差異のスケジューリングの判断であります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復工事費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額13,180千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　165,355千円

(2) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	447,650千円
契約資産	351,531
計	799,181

(3) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	205,259千円
土地	313,295
計	518,554

１年内返済予定の長期借入金	38,496千円
長期借入金	166,279
計	204,775

(注)　上記の建物及び構築物と土地には根抵当権が設定されており、その極度額は548,000千円であります。

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額総額	1,200,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,200,000

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表 ９．収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式　3,378,380株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式　22,800株

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	73,822	22.00	2026年8月31日	2026年11月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　250,500株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主に銀行等の金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式、投資信託及び投資事業組合への出資金であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。このうち、長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経営企画部が与信管理規程に従い取引先ごとの与信限度額を設定し、期日管理及び残高管理を行うとともに信用状況を定期的に把握することで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(b) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門が作成した売上計画・仕入計画をもとに、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち29％が特定の大口顧客（上位２社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「前渡金」「前払費用」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「契約負債」「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券	545,054	545,054	－
② 敷金	221,590	213,486	△8,104
資産計	766,644	758,540	△8,104
③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）	206,275	201,992	△4,282
④ リース債務（1年内返済予定を含む）	8,545	8,495	△50
負債計	214,820	210,487	△4,333

（注1） 市場価格のない株式等は、「① 投資有価証券」には含めておりません。当該市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
投資事業組合への出資	88,017

（注2） 「② 敷金」は、将来返還されない金額を控除しております。

（注3） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,860,026	－	－	－
売掛金及び契約資産	799,181	－	－	－
敷金（※）	50,264	165,887	－	－
合計	2,709,473	165,887	－	－

（※）償還期日を明確に把握できないもの（5,438千円）については、償還予定額に含めておりません。

（注４） 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	39,996	38,496	38,496	37,941	35,821	15,525
リース債務	3,761	3,820	964	－	－	－
合計	43,757	42,316	39,460	37,941	35,821	15,525

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	261,114	－	－	261,114
投資信託	123,765	160,174	－	283,939
資産計	384,880	160,174	－	545,054

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	213,486	－	213,486
資産計	－	213,486	－	213,486
長期借入金	－	201,992	－	201,992
リース債務	－	8,495	－	8,495
負債計	－	210,487	－	210,487

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。非上場投資信託は公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル２の時価に分類しております。

敷金

将来返還されない敷金を控除した金額を、国債の利回りの利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、エンタープライズDX事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	エンタープライズDX事業
一定期間にわたって認識する収益	3,905,314
一時点で認識する収益	765,027
顧客との契約から生じる収益	4,670,341
その他の収益	－
外部顧客への売上高	4,670,341

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表　1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4) 会計方針に関する事項　④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	490,601
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	447,650
契約資産(期首残高)	380,068
契約資産(期末残高)	351,531
契約負債(期首残高)	51,014
契約負債(期末残高)	53,116

契約資産は、主にシステム開発に関して進捗度に基づき収益を認識する契約の適用を受ける契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが、未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関して進捗度に基づき収益認識する契約の適用を受ける契約について、契約内容に従い請求し回収時期に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は50,187千円であります。

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。又、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,136円　60銭
１株当たり当期純利益	118円　03銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	112円　81銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2026年10月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年11月26日開催予定の第19回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

①本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2009年９月26日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年間300,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）を上限としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

②本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年間30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年間20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式１株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産の金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。この場合における１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基

礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

12. その他の注記事項

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、商品、貯蔵品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	20年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	４～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	５年
商標権	10年

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準
当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、業務受託料及び設備利用料であります。
経営指導料、業務受託料及び設備利用料については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」（前事業年度4,454千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金」（前事業年度97,188千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました「受取利息」（前事業年度865千円）、「受取配当金」（前事業年度3,741千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	48,561千円

（注） 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「３．会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復工事費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額13,180千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　164,043千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	204,064千円
土地	313,295
計	517,359

１年内返済予定の長期借入金	38,496千円
長期借入金	166,279
計	204,775

(注) 上記の建物及び土地には根抵当権が設定されており、その極度額は548,000千円であります。

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額総額	1,200,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,200,000

(4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	258,470千円
長期金銭債権	100,000
短期金銭債務	117,454

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	1,118,777千円
営業費用	66,113
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	2,712

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	22,800株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,695千円
労働保険料否認	2,262
研究開発費	19,840
支払手数料否認	9,310
資産除去債務	4,361
未払事業税	6,168
投資有価証券評価損	8,312
その他	2,350
繰延税金資産小計	57,301
評価性引当額	△8,740
繰延税金資産合計	48,561
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	82,955
繰延税金負債合計	82,955
繰延税金負債の純額	34,393

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産　主として事務所の什器備品、サーバ等の事務機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	24,265千円
1年超	21,174
合計	45,440

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社GxP	所有 直接100%	持株会社 役員の兼任	経営指導料等の受取(注)1	1,062,490	売掛金	100,854
				出向者人件費の受取(注)2	1,412,456	立替金	134,438
						買掛金	109,107
子会社	グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社	所有 直接100%	持株会社 役員の兼任	出向者人件費の受取(注)2	103,108	立替金	9,769
子会社	GxP Technologies India Pvt. Ltd.	所有 直接67%	持株会社 役員の兼任	資金貸付(注)3	100,000	長期貸付金	100,000

(注) 1．経営指導料等については、グループ会社の経営支援にかかる当社の必要経費及びグループ会社の売上高を基準として決定しております。
2．出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を受取っております。
3．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	690円　47銭
1株当たり当期純利益	73円　16銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	69円　93銭

13. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

連結注記表「11．重要な後発事象に関する注記（譲渡制限付株式報酬制度の導入）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

14. その他の注記事項

該当事項はありません。